

政務活動調査報告書

受講日	平成29年7月26日（水）～27日（木）
研修場所	全国市町村国際文化研修所
講座名	自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～
受講者名	野島さつき
研修の内容	1日目 【講義】 決算の意義と審査のポイント 【演習】 決算審査の実践 2日目 【講義】 理論編 決算審査の新しいアプローチ 【講義】 実践編 行政評価等を用いた決算審査の実践
講師	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授 稲沢 克祐氏

9月に初めての決算審査を迎える前に、身につけておきたい決算書類審査のポイント及び財政指標による自治体財政分析の手法を学ぶために、研修会に参加いたしました。

【決算の意義と審査のポイント】

自治体決算の基礎

1) 予算と決算

(1) 「決算は終わったことだから・・・、これからの予算の方が大切」

⇒ 「決算の結果を見て、予算を審議する」

(2) 予算項目は全て歳入歳出決算書に

「予算項目」 ⇒ 「決算項目」
①歳入歳出予算 歳入歳出決算書

- ②継続費
- ③債務負担行為
- ④繰越明許費
- ⑤地方債

(3) 決算から予算へ：連続性で考える

2) 決算の流れ

- ① 会計管理者による決算調整
- ② 監査委員による審査・意見
- ③ 議会による審査・認定
- ④ 総務大臣に報告



⑤ 住民に公表

3) 決算書（法定）

- ① 歳入歳出決算書
- ② 歳入歳出決算事項別明細書
- ③ 実質収支に関する調書
- ④ 財産に関する調書

4) 議会による決算認定

- ① 決算書（上記①から④）に加えて
- ⑤ 決算審査意見書（監査委員作成）
- ⑥ 主要な施策の成果報告書

決算審査における着眼点

<基本方針>

〈1〉 予算審議（当初・補正）との関連から審査する。

- ★ 予算の執行によって、目指す目的は達成されたのかどうか。
- ★ 予算審議における質疑は、執行の中で遵守されたのかどうか。
- ★ 付帯決議がある場合には、決議内容は実行されたのかどうか。

〈2〉 住民の視点から審査する。

- ★ 予算の執行によって財政状況はどのようになったのか。
- ★ 財政状況の好転に向けた行財政改革は進められたのか。
- ★ 財政状況の中で、実施すべき行政サービスは目的を達したのかどうか。

〈3〉 全体を捉えてから、細部の議論。まず、全体の規模から、全体の構成、各事務事業を見ていく。

<視点>

決算審査においては、財務数値、財産、成果のそれぞれの視点から、まず分析する。

1) 財務数値の視点

① 決算規模の年度比較

- ★ 決算規模を前年度と比較する。
- ★ 変化の主たる要因は何か。

② 決算収支の状況の年度比較

- ★ 実質収支に関する調書に示された決算収支の状況を前年度と比較する。
- ★ 変化の主たる要因は何か。

③ 予算の執行状況の分析

- ★ 歳入：予算現額に対する調定額、収支済額、不納欠損額、収入未済額を前年度と比較する。→大きな変化があった／なかった、ことをどう見るか。
- ★ 歳出：支出済額、翌年度繰越額、不用額等を前年度と比較する。→大きな変化があった／なかった、ことをどう見るか。
- ★ 決算額の構成比を、款別、項別に見る。
- ★ 歳出については、さらに、目的別、節による性質別に見る。

④ 財政構造の分析

- (ア) 歳入の構成：自主財源と依存財源の構成、経常的収入と臨時的収入の構成等
- (イ) 歳出の構成：歳出の性質別構成等
- (ウ) 財務比率：財政力指数、経常収支比率、経常一般財源比率など。

財政健全化判断比率

⑤ 地方債および債務負担行為の状況

- (ア) 地方債現在高の年度間比較
- (イ) 債務負担行為による翌年度以降支出予定額の年度間比較等

2) 財産の状況

施設等

- ① 財産の実在性を確認（どこまで、どのように確認するか）
- ② 財産に関する調書の増減の内容、その妥当性はどうか。
- ③ 遊休施設がある場合、適切な対策が検討されているか。
- ④ 目的外使用されているものがある場合、その使用状況が妥当なものであるといえるかどうか。
- ⑤ 不法占拠されているものがないか。
- ⑥ 施設の管理を外部化（指定管理、包括的民間委託、業務委託）している場合、指定管理者・受託先の業務の執行状況はどうか。
- ⑦ 施設は劣化していないか。

出資団体等

① 出資団体の検証

- ★ 出資法人が実施している事業の必要性（住民ニーズ）はあるのか。
- ★ 事業の必要性はあっても、行政関与の必要性はあるのか。
- ★ 行政関与の必要性が認められても、出資法人が最適な担い手なのか。
- ★ 出資法人が最適な担い手と認められても、その法人に事業を実施する経営基盤はあるのか。

② 自治体関与の在り方の検証

〈財政的関与の在り方〉

- ★ 補助金による事業の効果
費用対効果の視点
- ★ 委託料による事業の実績
随意契約の場合、その妥当性
- ★ 損失補償の状況
自治体財政健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額

3) 成果の検証

- ① 行政サービスの当初の目的は達成されたのか。
- ② 経済性、効率性の観点はどうか。

【決算審査の新しいアプローチ】

新地方公会計制度＝現金主義から発生主義に変えていく。

自治体の在り方を考えていく→「自治体財政健全化法」

1年間の現金の出入りを把握することに重点をおいた現金主義の考え方に基づくものでは、これまでの行政活動によって形成された道路、学校、公園等の資産がどのくらいあるのか、その対価として将来支払わなければならない負債がどのくらいあるのか、読みとることができなかった。



発生主義の考え方に基づいて作成される財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）により、資産、負債の状況が把握できることで、より多くの財務情報を市民に公表できる。

〈地方公会計改革の効果〉

住民に対する開示による効果

①透明性の向上

- 連結ベースの財政状況・世代間負担の状況等を明示
- コストと住民（受益者）負担の関係を明示
- 税金等の財源とその用途を明示

行政経営への活用による効果

②マネジメント力の向上

〈計画の目標設定・進捗管理〉

- 自団体のマクロベースの目標設定・進捗管理への活用

〈他団体比較〉

- 他団体との比較分析により今後の方向性等検討情報として活用

〈行政評価等との連携〉

- 施策別、事業別、施設別等へ細分化することによる行政評価等との連携

③資産・債務の適切な管理

- 固定資産台帳整備による公有財産管理の実効性・効率性の向上
- 遊休財産の把握による資産の効果的活用
- 貸付金・未収金等の台帳整備による収納事務の実効性・効率性の向上

〈財務書類4表の分析の視点〉

1 固定資産については、事業用資産、インフラ資産について

- (1) 事業用資産、インフラ資産の増減の主な理由
- (2) 事業用資産については、福祉、教育などの目的別の金額と割合
- (3) 注釈資料の中に示されている普通財産の増減

→自治体の資産で大きな割合を占める事業用資産とインフラ資産について、(1)(2)(3)の数値を把握することから、公共施設等総合管理計画の進捗を問う。

2 固定資産の投資等の科目について

- (4) 投資損失引当金が計上されている場合は、その状況

→この科目が経常されるのは、自治体が50%以上を出資・出えんする団体が深刻な経営悪化に

陥っているシグナル。その状況を確認しておく必要がある。

(5) 投資及び出資金の評価の状況

→出資・出えん割合や経営悪化の度合いなどから、投資損失引当金の対象外であっても、経営が厳しくなっている団体はないかを確認。

(6) 長期延滞債権の主なものは何か。また、年次別金額・件数と滞納繰越収入額の推移

(7) 徴収不能引当金の推移

→税債権、税外債権、長期貸付金に分けて確認。特に長期延滞債権は流動資産に計上されている現年債権（未収金）と比較して、徴収率が低くなる傾向があるから、徴収努力を問う。

3 流動資産では

(8) 現金預金の年次別推移

→歳計現金の規模が安定的に推移しているか、また、年度末の歳計現金はどの程度が妥当と考えているかを問う。

(9) 未収金の内容（税債権・税外債権）と年次別推移：現年滞納がどのようになっているか。

(10) 徴収不能引当金の推移

→税債権、税外債権、短期貸付金に分けて年次別推移を確認。短期貸付金については、その内容を確認し、同一の者に繰り返して短期貸付をしていないかを確認。

4 固定負債では

(11) 長期未払金の内容は何か。そのうち、債務負担行為によるものと損失補償によるものは、どのようになっているかを確認。

→債務負担行為によるものでは、物品購入などその理由も確認することで、地方債も含めて長期的な自治体負担を確認。損失補償契約が履行され法的に確定した支払額のうち翌々年以降の支払予定額が計上されている場合は、その理由を確認。

(12) 退職手当引当金について、十分な基金等財源があるか確認。

(13) 損失補償引当金は、履行期が確定していない損失補償債務のうち、財政健全化法上、将来負担比率の算定に含められた将来負担額の主な内容を確認。

〈行政評価＝事務事業評価表〉

1 行政評価の目的

①定量的評価→業績測定→非財務数値の数値化

指標の作成

事業の目的

対象（誰に対して、何に対して） **手段**（どうやって働きかけて）

意図（対象をどうしたいか）

手段を講じた結果→活動指標

意図を数値で表す→成果指標

②定性的評価→ロジック分析→妥当性・有効性・効率性の評価

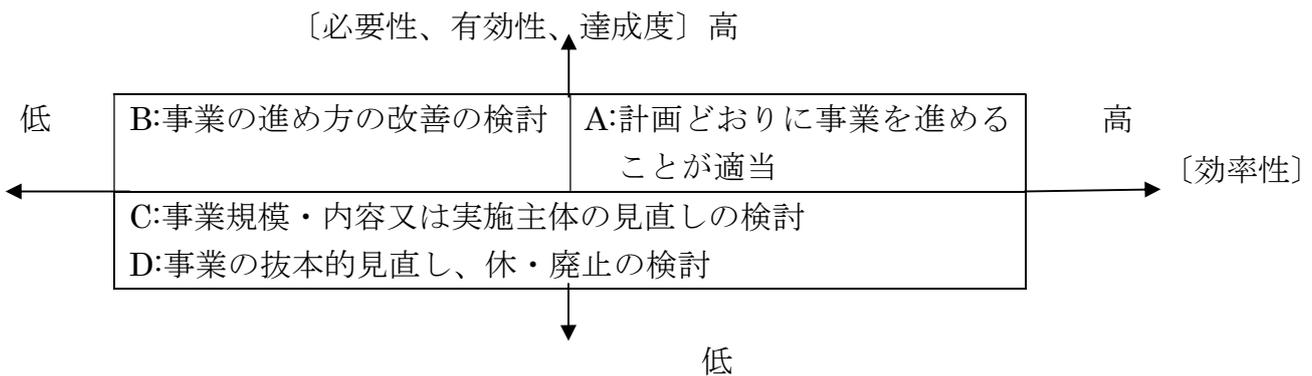
★事業の妥当性チェック

1 法律で実施が義務づけられている事務事業か。

2 受益の範囲が不特定多数の市民におよび、サービス対価の徴収ができない事務事業か。

- 3 市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事務事業か。
- 4 市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業か。
- 5 個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティー・ネット）を整備する事務事業か。
- 6 市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事務事業か。
- 7 民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい量、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業か。
- 8 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事務事業か。
- 9 特定の市民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業か。

他にも、社会情勢の変化など時の経過とともに事業開始時の目的が変化してきていないか。目的達成はできたか、民間委託ができるのか、単位当たり費用が前年度と比較して悪化していないかなどをチェックし、総合評価を行う。



<所感>・・・野島さつき

実際の自治体決算書類を見ながら説明をして下さったが、専門用語も多く正直大変難しい内容でした。しかし、超高齢化社会の到来と将来人口の減少という喫緊の課題を目前にし、将来世代に何を残していけるのか、今ある社会資源を有効に使い大局観に立った財政運用していかなければならないことは理解できました。

公会計制度は、今後の自治体の在り方（財政の健全化）を考えていく上で大変わかりやすい制度であるので、岡崎市でも1日も早い導入を望みます。

今回決算における着眼点や財務書類の見方、分析の視点を学ぶことができ、実際に9月決算審査で活かしていけるようもう一度復習し、しっかり取り組んでまいります。また、決算審査において行政側から「検討する」と答弁のあったものは、次の予算審議でどのように検討されたか確認することが大事とのお話でしたので、「決算の結果を見て、予算を審議する」を忘れず、今後の政策審議に役立てていきたいと思っております。

以上